

政令第百八十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十二号を第百二十三号とし、第百四号から第百十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第百号から第百三号までを削り、第九十九号を第百十四号とし、第九十八号を第百十三号とし、第九十七号を第百十二号とし、第九十六号を第百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十一 四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

第一条中第九十五号を第百七号とし、同号の次に次の二号を加える。

百八 メチル―一―フェネチル―四―（N―フェニルプロパンアミド）ピペリジン―四―カルボキシラ―

ト及びその塩類

百九 メチル \parallel 二 \mid 「一 \mid （五 \mid フルオロペンチル） \mid 一H \mid インダゾール \mid 三 \mid カルボキサミド」 \mid 三
・三 \mid ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第九十四号を第四百号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五 N \mid 「一 \mid （ α \mid メチルフェネチル） \mid 四 \mid ペリジル」アセトアニリド（別名アセチル \mid アルフ
ア \mid メチルフェンタニル）及びその塩類

百六 N \mid 「一 \mid （ α \mid メチルフェネチル） \mid 四 \mid ペリジル」プロピオンアニリド（別名アルファ \mid メ
チルフェンタニル）及びその塩類

第一条中第九十三号を第二百号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三 一 \mid メチル \mid 四 \mid フェニル \mid 四 \mid ペリジノールプロピオン酸エステル（別名M P P P）及びその
塩類

第一条中第九十二号を第一百号とし、第八十三号から第九十一号までを九号ずつ繰り下げ、第八十二号を
第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 (一―ペンチル―一H―インドール―三―イル) (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパ
ン―一―イル) メタノン及びその塩類

第一条中第八十一号を第八十九号とし、第七十三号から第八十号までを八号ずつ繰り下げ、第七十二号を
第七十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十八 一―(四―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類

七十九 N―(四―フルオロフェニル)―二―メチル―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)プ
ロパンアミド及びその塩類

八十 N―(二―フルオロフェニル)―二―メトキシ―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)ア
セトアミド及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十六号とし、第七十号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及び

その塩類

第一条中第六十九号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルテトラヒドロフラン―二―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十八号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルアクリルアミド及びその塩類

第一条中第六十七号を第六十九号とし、第六号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 N―(一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―(シクロヘキシルメチル)―

一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

七 N―(一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。